

## 平成 29 年度 税制改正等に関する要望と与党税制改正大綱の結果

( 公社 ) 全日本トラック協会

要 望 事 項	結 果
<p>1 . 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現</p> <p>( 1 ) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について旧暫定税率の廃止</p> <p>( 2 ) 自動車税の引き下げ</p> <p>( 3 ) 自動車税における営自格差見直し反対</p> <p>( 4 ) 自動車重量税の道路特定財源化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度税制改正において軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は見送られた。</li> <li>・「平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。</li> <li>・自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。</li> <li>・「今後、( エコカー減税の ) 適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえる」とされた。</li> </ul>
<p>2 . 中小企業投資促進税制の延長及び拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業投資促進税制について、車両総重量 3.5 t 以上のトラックについては、適用期限が 2 年延長された。</li> <li>・自動車教習所用の準中型自動車の取得については、中小企業投資促進税制の枠組みには含まれなかったが、20%の特別償却が新たに認められた。</li> </ul>
<p>3 . 法人実効税率引下げに伴う代替財源に係る中小企業への負担増大反対</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人実効税率引下げに伴う代替財源として中小企業の負担が増大するような税制改正は行われなかった。</li> </ul>

要 望 事 項	結 果
<p>4．特例措置の延長</p> <p>(1)自動車取得税のA S V(先進安全自動車)特例措置の延長</p> <p>(2)自動車税のグリーン化特例措置の延長</p> <p>(3)自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の延長</p> <p>(4)中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長</p> <p>(5)中小企業・協同組合等の貸倒引当金の特例措置の延長</p> <p>(6)低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長</p> <p>5．トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用</p> <p>6．予備自衛官等招集準備金制度(仮称)の創設</p>	<p>・適用期限は2年延長された。</p> <p>・現行制度のまま適用期限は2年延長された。</p> <p>・一部軽減率等を見直した上で、適用期限は2年延長された。</p> <p>・適用期限は2年延長された。</p> <p>・割増率を10%(現行12%)に引き下げた上で、適用期限は2年延長された。</p> <p>・対象となる設備要件に「政府の補助を受けて取得したこと」を加えた上で、2年延長された。</p> <p>・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。</p> <p>・予備自衛官等招集準備金制度の創設について、要望は見送られた。</p> <p><u>平成31年度から、「法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額が15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる」とされた。</u></p>